

令和8年5月12日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

埼玉運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年5月12日
(2) 事業者の氏名又は名称	羽生タクシー株式会社 (法人番号: 8030001032908) 代表者 増田 建夫
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県羽生市南1-8-17 (本社営業所) 埼玉県羽生市南1-8-17
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	道路運送法第94条第1項
(6) 違反行為の概要	令和8年1月20日、新規許可を受けたことを端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)事業報告書報告義務違反(道路運送法第94条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和8年5月12日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

埼玉運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年5月12日
(2) 事業者の氏名又は名称	羽生タクシー株式会社 (法人番号: 8030001032908) 代表者 増田 建夫
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県羽生市南1-8-17 (本社営業所) 埼玉県羽生市南1-8-17
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	道路運送法第94条第1項
(6) 違反行為の概要	令和8年1月20日、新規許可を受けたことを端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)事業報告書報告義務違反(道路運送法第94条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和8年5月19日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年5月19日
(2) 事業者の氏名又は名称	ヨヨギタクシー有限会社 (法人番号: 6050002029696) 代表者 代々城 正巳
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県鉾田市鉾田1989 (本社営業所) 茨城県鉾田市飯名536-22
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 130日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和7年9月2日、新規許可を受けたことを端緒に監査を実施。9件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(道路運送法(以下「運送法」)第15条第1項)、(2)軽微事項に係る事業計画の事後変更届出違反(運送法第15条第4項)、(3)点呼の実施等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条)、(4)アルコール検知器備え義務違反(運輸規則第24条第4項)、(5)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(6)高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(7)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(8)点検整備関係義務違反(運輸規則第45条)、(9)休憩、仮眠又は睡眠のための施設の変更届出違反(道路運送法施行規則第66条第1項第6号)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 13点 当該事業者の累積点数 13点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)